

# コンテンツのネット利用調整制度 のあり方について(第二案)

2009/Feb/3

コンテンツ学会ネット利用調整制度PT事務局

## <前回議論のポイント>

1. 権利処理を自動的に行わしめるスキームには収益配分規定を内容とする「調整法」的性格が必要不可欠。
2. テレビ番組のネット環境における利用を認めるかどうかも本質的に事業場の判断に拠るものであり、その事業者としての判断は最大限認められるべきではないか。例えば、自ら相当の負担を負っても当該テレビ番組をネット環境で視聴されたくないという関係者が居る場合、それを社会的に一切許容しないというのは適切でない。
3. 仮にテレビ番組をネット環境で利用出来るようにする法制度を考えた場合、そうした制度が存在する所以は地上波テレビ放送事業の責務に由来し、知的財産権の内容やその調整とは異なる性格を持つのではないか。

## <修正版「調整法」の考え方>

1. 公的な登録制度及びデータベースを規定する。登録制度の主旨はコンテンツ毎に一の管理者（許諾者）を規定し、利用を促進することとする。なお、登録制度の設計にあたっては既存の著作権等管理事業が存在することに配慮し、また徒に公的事業を拡大しないよう配慮する。
2. (A案)テレビ放送事業者に一定の範囲において登録を義務づける。(A-1案)これについての権利調整規定はこれを置かない。(A-2案)これについて、「経団連ルール」を基とした権利調整規定を置く。  
(B案)テレビ放送事業者に努力義務を規定する。
3. (A案)過去のテレビ番組について、テレビ放送事業者に公的登録制度上の管理者に準じた立場を認める。その場合は生じた収益を「経団連ルール」を基とした規定により権利者に配分する(配分すべき者が不明な場合はこれを供託する)。ただし、同コンテンツが公的データベースにすでに登録してある場合はその登録が優先される。  
(B案)過去のテレビ番組について、権利者が不明な場合は「経団連ルール」を基とした基準により供託をなすことで、登録をすることができることとする。
4. 公的登録制度上の管理権から派生した消費者の利用について、ライセンス規定により、「フェアユース」に関わらず、適正な利用者の自由利用範囲の拡大を規定する。
5. 上記のうち、2. の措置は業界慣行が定着するまでの過渡的なものであることから、あくまで時限立法とし、適切な時期の制度廃止を期待する。